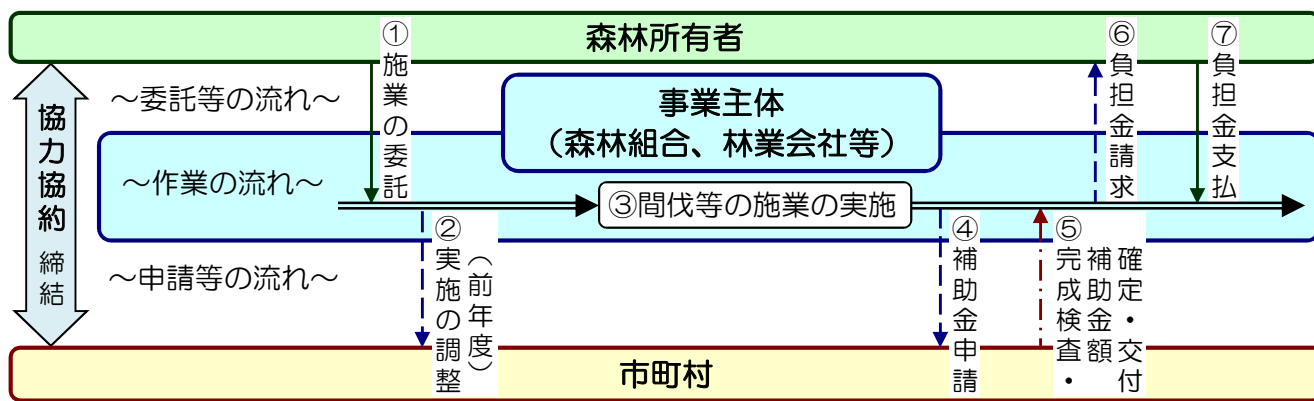


# 水源の森林づくり事業（協力協約推進事業）

水源の森林エリア内では、水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林をお持ちの方が、市町村と協力協約を締結して、自ら（又は委託して）行う森林整備に対して、既存の造林補助への上乗せや、造林補助対象とならない高齢級の森林の整備への補助などにより、支援をしています。

- **補助の対象エリア** 水源の森林エリアが対象です。
- **補助の対象者** 市町村と協力協約を締結した森林所有者が対象です。
  - \* 「協力協約」とは、補助を受けるにあたって、「水源林としての適正な森林づくり」や「2ヘクタール以上の皆伐の禁止」などについて、書面でお約束いただくものです。
  - \* 森林組合や林業会社に施業を委託する場合でも補助の対象となります。
- **補助の対象となる森林の面積** 0.1ヘクタール以上（1,000㎡以上）が対象です。
- **補助の対象となる施業**  
間伐、枝打、下刈、樹下植栽等の森林整備、作業路の整備などです。
  - \* 補助には、林齢などの採択要件があります。詳細は、森林の所在する市町村にお尋ねください。
- **補助率と受け取れる補助金額の算出例（令和2年度）**
  - ① **造林補助事業への上乗せ補助**  
補助率は1/10です。  
補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率  
【算出例】森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の方法で、間伐材を30m<sup>3</sup>/ha以上搬出する場合  
受け取れる補助金額 = 371,000円/ha × 1.0ha × 1/10 = 37,100円
  - ② **造林補助事業の対象とならない森林整備への補助**  
補助率は8/10です。  
補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率  
【算出例】林齢36～45年生、間伐率25%以上で1ha間伐する場合  
受け取れる補助金額 = 348,000円/ha × 1.0ha × 8/10 = 278,400円  
\* 標準単価は施業内容などで異なります。詳細は森林の所在する市町村にお尋ねください。
- **補助申請の仕組みと流れ（森林組合や林業会社等に施業を委託した場合）**



→ : 森林所有者    - - - - - : 事業主体    - · - · - : 市町村  
\* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合は、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

◆ 「水源の森林づくり事業(協力協約推進事業)」の詳細については、森林の所在する市町村にお問合せください。(市町村一覧は12ページです)